

議案第41号

和解について

宅地開発が行われている土地において、市が所管する農業用送水管が埋設されており、当該送水管の移設を求められることを受けてこれに応じるにあたり、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月21日提出

天理市長 並河 健

記

1 和解の相手方 天理市西長柄町552番地

三興建設株式会社

2 和解の内容 天理市岩室町43番1の土地を通る農業用送水管の移設にあたり生じる費用について、当該送水管の撤去費用を三興建設株式会社が負担し、新たに設置する農業用送水管の設置費用は天理市が負担する。